

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバー付帯設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年8月27日（月）16時00分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
新井安全審査官、久川係員、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当4名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバー付帯設備の設置）について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 実施計画変更申請の概要
 - ◇ 1号機の燃料取り出しについては、原子炉建屋を覆う大型カバー（以下「大型カバー」という。）（STEP1-1）及び大型カバー付帯設備（STEP1-2）を設置し、大型カバー内でガレキを撤去（STEP2）した後に、除染・遮蔽を行い（STEP3）、内部カバー及び燃料取扱装置を設置し（STEP4）、使用済燃料プールから燃料取り出し（STEP5）を実施することを計画している。
 - ◇ 本申請は STEP1-2 として、大型カバー設置後の換気設備及び放射性物質濃度測定器の設置及び非常用注水設備の代替手段の変更に関するもの。
 - 各 STEP の実施計画の変更予定内容及び申請スケジュール等
 - 換気設備及び放射性物質濃度測定器の概要
 - 大型カバー設置後の非常用注水設備の代替手段の概要
 - 大型カバーの設置に向けた工程スケジュール
 - 措置を講ずべき事項への適合性
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認し、以下についてコメントするとともに、次回以降の面談において、申請内容の詳細等について確認していくこととした。
 - 本申請による設置及び変更の目的を明確に示した上で、各設備等の役割を説明すること。
 - 換気設備の設計条件について、排気風量の設定根拠を説明すること。
 - 非常用注水設備の代替手段について、大型カバー設置前と設置後の方法・設備を比較して説明すること。

6. その他

資料：1号機大型カバー換気設備他の設置について